敬老の家事業助成金交付要綱

（目　的）

第１条　この事業は、独居高齢者等の生きがいを高め、心のふれあいと安らぎを得る場の提供を行い、老人福祉の推進を地域社会の方々とともに協同して推進することを目的とする。

（事業実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、西条市社会福祉協議会支部（以下「支部社協」という。）とする。

（事業の運営）

第３条　支部社協は、この事業を効率的に運営するため、関係機関、団体及びボランティアの協力を得ながら、「敬老の家事業推進委員会」を設置するものとする。

（事業対象者）

第４条　この事業の対象者は、70歳以上の高齢者で、次の各号のいずれかに該当する者の中から参加希望者を招待するものとする。

（１）　地域の独居高齢者

（２）　当該地区出身者で、老人福祉施設入所高齢者

（３）　地域の高齢者で、同居家族が長期入院又は老人福祉施設等に入所しており、実質的に独居生活となっている者

（事業内容）

第５条　この事業の内容は、概ね次の各号のとおりとする。

（１）　食事の提供

（２）　保育所・幼稚園児・学校児童等との世代交流

（３）　高齢者の希望するレクリエーション

（４）　生活相談及び健康相談

（５）　その他、事業の目的に沿う事業

２　事業の実施にあたり、事業目的に沿うよう、次の各号に配慮して行なうものとする。

（１）　華美にならぬよう心の招待を心掛けること。

（２）　食中毒の防止等、衛生管理に十分注意すること。

（３）　交通事故等、事故防止には万全を期すること。

（４）　事業実施にあたり、ボランティア保険等の事業保険に加入する等し、万全の措

置を期すること。

（事業実施方法）

第６条　事業の実施方法は、次の各号のいずれかとする。

（１）　対象者を個人が家庭に招待する。

（２）　公民館など、特定の場所に対象者を招待する。

（事業実施回数）

第７条　事業の実施回数は当該年度において2回までとする。

（助成金の額）

第８条　1回の事業実施に要する費用の助成基準額は、参加対象者数に1,800円を乗じた額に10,000円を加算した額とする。

２　助成金は、助成基準額を限度とし、支出額とを比較して、少ないほうの額を助成金として交付する。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第９条　助成金の交付を受けようとする支部社協の長（以下「支部長」という。）は、敬老の家事業助成金交付申請書（様式第1号）に事業実績報告書（様式第２号）を添付して、西条市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長に提出しなければならない。

（助成金の確定及び交付決定）

第10条　本会会長は、前条による助成金交付申請書を受理したときは、これを審査し適当と認めたときは、助成金の額を確定し、支部長に対し助成金の交付を通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条　支部長は、前条による通知を受けたときは、速やかに助成金請求書（様式第3号）を本会会長に提出しなければならない。

（助成金の交付)

第12条　本会会長は、前条による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等)

第13条　本会会長は、支部社協が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付している助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　この要綱に定める条件に違反したとき。

（２）　この要綱により本会会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（３）　助成金を目的外に使用したとき。

（４）　その他不正行為があったとき。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

　　附　則

　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和5年4月1日から施行する。